

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先18 ① 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先18	番号法第19条第7号 別表第二 第62項	番号法第19条第8号 別表第二 第62項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先19 ① 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先19	番号法第19条第7号 別表第二 第62項	番号法第19条第8号 別表第二 第62項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先20 ① 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先20	番号法第19条第7号 別表第二 第27項	番号法第19条第8号 別表第二 第27項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先21 ① 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先21	番号法第19条第7号 別表第二 第17項	番号法第19条第8号 別表第二 第17項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先22 ① 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先22	番号法第19条第7号 別表第二 第5項	番号法第19条第8号 別表第二 第5項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先23 ① 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先23	番号法第19条第7号 別表第二 第87項	番号法第19条第8号 別表第二 第87項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先24 ① 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先24	番号法第19条第7号 別表第二 第26項	番号法第19条第8号 別表第二 第26項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先1 ① 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先1	「○」庁内連携システム	「○」その他(住民基本台帳システム)	事後	重要な変更当たらない(連携方法の変更)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先2 ① 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先2	介護保険業務の年金特別徴収業務等で国保の資格情報を確認する。	介護保険業務の給付事務において医療保険資格情報を確認する。	事後	重要な変更当たらない(事務内容精査)
令和4年6月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	【国保システム】 大田区に住民登録されていない対象者(遠隔地被保険者等)である者以外は、区民情報系基盤システムより個人番号情報を入力する(国保システムから個人番号を入力・登録しない)。	【国保システム】 大田区に住民登録されていない対象者(遠隔地被保険者等)である者以外は、住民記録システムより個人番号情報を入力する(国保システムから個人番号を入力・登録しない)。	事後	重要な変更当たらない(連携方法の変更)
令和4年6月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク1: 目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報とのも付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	【国保システム】 ①他部署にて管理しているシステムを利用する国保年金課職員は、参照権限しか付与されていない。また、参照できる情報項目が必要最小限に制限されている。参照できる情報項目は他部署でシステム的に制限されており、法律に基づいた閲覧制限を課せられている。 ②他部署にて管理しているシステムを利用する国保年金課職員は、必要最小限の人数としている。また利用にあたっては、他部署へ法律に基づいた申請を行うことが条件となっており、これに基づいて許可・不許可のシステム設定がなされる仕様となっている。 【収納支援システム】 同上	【システム】 ①他部署にて管理しているシステムを利用する国保年金課職員は、参照権限しか付与されていない。また、参照できる情報項目が必要最小限に制限されている。参照できる情報項目は他部署でシステム的に制限されており、法律に基づいた閲覧制限を課せられている。 ②他部署にて管理しているシステムを利用する国保年金課職員は、必要最小限の人数としている。また利用にあたっては、他部署へ法律に基づいた申請を行うことが条件となっており、これに基づいて許可・不許可のシステム設定がなされる仕様となっている。	事後	重要な変更当たらない(記載表現変更)
令和4年6月30日	IV その他リスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 従業員に対する教育・啓発具体的な方法	【大田区全体の対応】 ①研修については、毎年度、研修計画を人事研修部門、情報システム課と協議の上立案し、情報セキュリティ委員会での審議承認を得て実行している。 ②毎年度、新規採用者、転入者、主任主事、新任係長などの職層研修や、全課の担当職員に対して情報セキュリティ研修を実施している。 ③研修後は、受講者アンケートを実施してフィードバックを行っている。 ④研修実施状況は、情報セキュリティ委員会に報告を行っている。	【大田区全体の対応】 ①研修については、毎年度、研修計画を人事研修部門、情報セキュリティ対策担当等と協議の上立案し、情報セキュリティ委員会での審議承認を得て実行している。 ②毎年度、新規採用者、転入者、主任主事、新任係長などの職層研修や、全課の担当職員に対して情報セキュリティ研修を実施している。 ③研修後は、受講者アンケートを実施してフィードバックを行っている。 ④研修実施状況は、情報セキュリティ委員会に報告を行っている。	事後	重要な変更当たらない(記載表現変更)
令和4年6月30日	VI 評価実施手続 1 基礎項目評価 ①実施日	令和3年4月13日	令和4年6月10日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(評価実施日の更新)
令和4年12月23日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容	区民情報系基盤システムとの関係(連携データを記載)	区民情報系基盤システムとの関係に 「年金受給情報」を削除 「年金資格情報」を削除 「公金受取口座」を追記(記載のとおり)	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年12月23日	II ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 18 住民情報	氏名・住所・生年月日等の宛名情報	氏名・住所・生年月日等の宛名情報、戸籍関係情報	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月23日	VI 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	令和3年6月10日	令和4年12月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(評価実施日の更新)
令和5年10月13日	I 基本情報 (別添1)事務の内容		図表の修正	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(国保連合会のシステム構成についてわかりやすく修正)
令和5年10月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取 り扱いの委託 委託事項5	データ入力作業委託	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(委託内容をわかりやすく修正)
令和5年10月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取 り扱いの委託 委託事項11	レセプト点検業務委託	データ入力作業及びレセプト点検業務委託	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(委託内容を詳細に記載)
令和5年10月13日	III 特定個人情報ファイルの取 扱いプロセスにおけるリスク対 策 4.特定個人情報ファイルの取 り扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限 具体的な制限方法	追記	<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行 作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入 に関する作業には、委託先の責任者が特定 個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効 するが、当該IDの権限及び数は必要最小限と し、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう システムの制御することを委託先に遵守させ ることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が 迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効さ せることを委託先に遵守させることとしている。	事後	重要な変更にあたらない(国保総合(情報集約)システム措置内容の追記)
令和5年10月13日	III 特定個人情報ファイルの取 扱いプロセスにおけるリスク対 策 4.特定個人情報ファイルの取 り扱いの委託 特定個人情報ファイルの取 り扱いの記録 具体的な方法	追記	<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行 作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納した ファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作 業終了後は、不正使用がないことを確認した上 で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録すること を委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファ イルにアクセスできないようにし、リスク範囲を 限定することを委託先に遵守させることとして いる。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しない よう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、 作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複 製がされていないか記録を残すことを委託先に 遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作 業は二人で行う相互牽制の体制で実施すること を委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェッ クし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われて いないか監視することを委託先に遵守させるこ ととしている。	事後	重要な変更にあたらない(国保総合(情報集約)システム措置内容の追記)
令和5年10月13日	III 特定個人情報ファイルの取 扱いプロセスにおけるリスク対 策 4.特定個人情報ファイルの取 り扱いの委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取り扱いの 確保 具体的な方法	追記	・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業 者が保有・管理する環境に設置する場合、設置 場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実 施することになるため、クラウド事業者は、次を 満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの 認証及びISO/IEC27018の認証を取得している こと ・セキュリティ管理策が適切に実施されてい ることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としている こと ・上記のほか、「政府情報システムにおける クラウドサービスの利用に係る基本方針」等 による各種条件を満たしていること ・クラウド事業者が提供するクラウドサービ スは、政府情報システムのためのセキュリティ評 価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリス トに掲載されていること ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業 者が保有・管理する環境に設置する場合、開発 者および運用者は、クラウド事業者が提示する 責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤー に対して、システム構築上および運用上のセ キュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適	事後	重要な変更にあたらない(国保総合(情報集約)システム措置内容の追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保 具体的な方法	追記	<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	事後	重要な変更当たらない(国保総合(情報集約)システム措置内容の追記)
令和5年10月13日	Ⅵ 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	令和4年12月1日	令和5年10月13日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(評価実施日の更新)
令和6年9月20日	I 基本情報 1. 特定個人情報をファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【その他業務(被保険者の健康の保持増進に関する事業)】 被保険者の健康の保持増進に関する事業(特定健康診査、特定保健指導等)に係る事務 被保険者に対する、はり・きゅう・マッサージ・指圧施術割引券・区営プール利用券の配付に係る事務	【その他業務(被保険者の健康の保持増進に関する事業)】 被保険者の健康の保持増進に関する事業(特定健康診査、特定保健指導等)に係る事務 被保険者に対する、はり・きゅう・マッサージ・指圧施術割引券の配付に係る事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(区営プール利用券事業の廃止)
令和6年9月20日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条(国民健康保険法関係) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表の44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条(国民健康保険法関係) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法令上の根拠の修正)
令和6年9月20日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<情報提供が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれている項(1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の1、2、3項関係:第1、2、3条(健康保険法関係) 別表第二の4、5項関係:第4、5条(船員保険法関係) 別表第二の9項関係:第8条(児童福祉法関係) 別表第二の26項関係:第19条(生活保護法関係) 別表第二の27項関係:第20条(地方税法関係) 別表第二の30項関係:条項未制定(社会福祉法関係) 別表第二の33項関係:第22条の2(私立学校教職員共済法関係) 別表第二の39項関係:第24条の2(国家公務員共済組合法関係) 別表第二の42項関係:第25条(国民健康保険法関係) 別表第二の58項関係:第31条の2(地方公務員等共済組合法関係) 別表第二の62項関係:第33条(老人福祉法関係) 別表第二の80項関係:第43条(高齢者の医療の確保に関する法律関係) 別表第二の87項関係:第44条(中国残留邦人等支援給付関係) 別表第二の93項関係:第46条(介護保険法関係) 別表第二の120項関係:第59条の3(難病の患者に対する医療等に関する法律関係)	<情報提供が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の 2、3項及び第4、5条(健康保険法関係) 6項及び第8条(船員保険法関係) 13項及び第15条(児童福祉法関係) 16、19項及び第18、21条(児童福祉法関係) 27項及び第29条(予防接種法関係) 38項及び第40条(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係) 42項及び第44条(生活保護法関係) 48項及び第50条(地方税法関係) 56項及び第59条(私立学校教職員共済法関係) 65項及び第67条(国家公務員共済組合法関係) 69項及び第71条(国民健康保険法関係) 70項及び第72条(健康保険法関係) 83項及び第85条(地方公務員等共済組合法関係) 87項及び第89条(老人福祉法関係) 111項及び第113条(雇用保険法関係) 115項及び第117条(高齢者の医療の確保に関する法律関係) 125項及び第127条(中国残留邦人等支援給付関係) 131項及び第133条(介護保険法関係) 137項及び第139条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係) 141項及び第143条(独立行政法人日本学生支援機構法関係) 145項及び第147条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法令上の根拠の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・被保険者もしくはその世帯構成員からの届出時に口頭で使用目的等を説明する。 ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号、及び別表第二の42、43、44、45、46、121の項	・被保険者もしくはその世帯構成員からの届出時に口頭で使用目的等を説明する。 ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の69、70、71、160の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法令上の根拠の修正)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[O] 提供を行っている(24)件	[O] 提供を行っている(29)件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(提供件数の変更)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	提供先:厚生労働大臣 ①法令上の根拠:番号法第19条第8号 別表第二 第1項 ②提供先における用途:健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの(第1項) ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正により削除)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2	提供先:健康保険組合 ①法令上の根拠:番号法第19条第8号 別表第二 第3項 ②提供先における用途:健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	提供先:健康保険組合 ①法令上の根拠:情報連携主務省令第2条表3項関係 第5条(健康保険法関係) ②提供先における用途:健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は医療保険被保険者等資格に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による法令上の根拠、提供する情報の修正)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3	提供先:後期高齢者医療広域連合 ①法令上の根拠:番号法第19条第8号 別表第二 第80項 ②提供先における用途:高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	提供先18へ変更 提供先:後期高齢者医療広域連合 ①法令上の根拠:情報連携主務省令第2条表115項関係 第117条(高齢者の医療の確保に関する法律関係) ②提供先における用途:高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による法令上の根拠、提供する情報の修正)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4	提供先:国家公務員共済組合 ①法令上の根拠:番号法第19条第8号 別表第二 第39項 ②提供先における用途:国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	提供先12へ変更 提供先:国家公務員共済組合 ①法令上の根拠:情報連携主務省令第2条表65項関係 第67条(国家公務員共済組合法関係) ②提供先における用途:国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は医療保険被保険者等資格に	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による法令上の根拠、提供する情報の修正)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ⑦時期・頻度	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(誤記の修正)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5	提供先:市町村長 ①法令上の根拠:番号法第19条第8号 別表第二 第12項 ②提供先における用途:児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	提供先:市町村長 ①法令上の根拠:情報連携主務省令第2条表16項関係 第18条(児童福祉法関係) ②提供先における用途:児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による法令上の根拠の修正)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先6	提供先:市町村長又は国民健康保険組合 ①法令上の根拠:番号法第19条第8号 別表第二 第42項 ②提供先における用途:国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	提供先13へ変更 提供先:市町村長又は国民健康保険組合 ①法令上の根拠:情報連携主務省令第2条表69項関係 第71条(国民健康保険法関係) ②提供先における用途:国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は医療保険被保険者等資格に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による法令上の根拠、提供する情報の修正)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7	提供先:社会福祉協議会 ①法令上の根拠:番号法第19条第8号 別表第二 第30項 ②提供先における用途:社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正により削除)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先8	提供先:全国健康保険協会 ①法令上の根拠:番号法第19条第8号 別表第二 第2項 ②提供先における用途:健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報、健康保険法第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	提供先1へ変更 提供先:全国健康保険協会 ①法令上の根拠:情報連携主務省令第2条表2項関係 第4条(健康保険法関係) ②提供先における用途:健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は医療保険被保険者等資格に関する情報、健康保険法第二百二十八条に規定	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による法令上の根拠の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先9	提供先: 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号 別表第二 第58項 ②提供先における用途: 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報: 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	提供先15へ変更 提供先: 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠: 情報連携主務省令第2条表83項関係 第85条(地方公務員等共済組合法関係) ②提供先における用途: 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報: 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は医療保険被保険者等資格に	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による法令上の根拠、提供する情報の修正)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先10	提供先: 都道府県知事 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号 別表第二 第58項 ②提供先における用途: 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報: 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	提供先: 都道府県知事 ①法令上の根拠: 情報連携主務省令第2条表38項関係 第40条(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係) ②提供先における用途: 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報: 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による法令上の根拠の修正)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先11	提供先: 都道府県知事 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号 別表第二 第22項 ②提供先における用途: 児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報: 児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	提供先6へ変更 提供先: 都道府県知事 ①法令上の根拠: 情報連携主務省令第2条表19項関係 第21条(児童福祉法関係) ②提供先における用途: 児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報: 児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による法令上の根拠の修正)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先12	提供先: 都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号 別表第二 第15項 ②提供先における用途: 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報: 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	提供先23へ変更 提供先: 都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠: 情報連携主務省令第2条表145項関係 第147条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係) ②提供先における用途: 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報: 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による法令上の根拠の修正)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先13	提供先: 独立行政法人日本学生支援機構 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号 別表第二 第109項 ②提供先における用途: 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報: 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	提供先22へ変更 提供先: 独立行政法人日本学生支援機構 ①法令上の根拠: 情報連携主務省令第2条表141項関係 第143条(独立行政法人日本学生支援機構法関係) ②提供先における用途: 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報: 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による法令上の根拠の修正)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先14	提供先: 日本私立学校振興・共済事業団 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号 別表第二 第106項 ②提供先における用途: 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報: 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	提供先11へ変更 提供先: 日本私立学校振興・共済事業団 ①法令上の根拠: 情報連携主務省令第2条表56項関係 第58条(私立学校教職員共済法関係) ②提供先における用途: 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報: 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は医療保険被保険者等資格に	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による法令上の根拠、提供する情報の修正)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先15	提供先: 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号 別表第二 第33項 ②提供先における用途: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する	提供先21へ変更 提供先: 都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む)の長 ①法令上の根拠: 情報連携主務省令第2条表137項関係 第139条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係) ②提供先における用途: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報: 感染症の予防及び感染症の	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による法令上の根拠の修正)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先16	提供先: 厚生労働大臣 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号 別表第二 第97項 ②提供先における用途: 雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報: 雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	提供先17へ変更 提供先: 厚生労働大臣 ①法令上の根拠: 情報連携主務省令第2条表111項関係 第113条(雇用保険法関係) ②提供先における用途: 雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報: 雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による法令上の根拠の修正)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先17	提供先: 厚生労働大臣 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号 別表第二 第78項 ②提供先における用途: 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報: 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正により削除)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18	提供先:市町村長 ①法令上の根拠:番号法第19条第8号 別表第二 第4項 ②提供先における用途:介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	提供先20へ変更 提供先:市町村長 ①法令上の根拠:情報連携主務省令第2条表131項関係 第133条(介護保険法関係) ②提供先における用途:介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療保険加入者の資格に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による法令上の根拠、提供する情報の修正)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先19	提供先:市町村長 ①法令上の根拠:番号法第19条第8号 別表第二 第9項 ②提供先における用途:老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	提供先16へ変更 提供先:市町村長 ①法令上の根拠:情報連携主務省令第2条表87項関係 第89条(老人福祉法関係) ②提供先における用途:老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による法令上の根拠、提供する情報の修正)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先20	提供先:市町村長 ①法令上の根拠:番号法第19条第8号 別表第二 第62項 ②提供先における用途:地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	提供先10へ変更 提供先:市町村長 ①法令上の根拠:情報連携主務省令第2条表48項関係 第50条(地方税法関係) ②提供先における用途:地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:健康保険法第3条第7項に規定する被扶養者の異動に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による法令上の根拠、提供する情報の修正)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先21	提供先:市町村長 ①法令上の根拠:番号法第19条第8号 別表第二 第27項 ②提供先における用途:予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	提供先7へ変更 提供先:市町村長 ①法令上の根拠:情報連携主務省令第2条表27項関係 第29条(予防接種法関係) ②提供先における用途:予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による法令上の根拠の修正)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先22	提供先:全国健康保険協会 ①法令上の根拠:番号法第19条第8号 別表第二 第17項 ②提供先における用途:船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	提供先3へ変更 提供先:全国健康保険協会 ①法令上の根拠:情報連携主務省令第2条表6項関係 第8条(船員保険法関係) ②提供先における用途:船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は医療保険被保険者等資格に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による法令上の根拠、提供する情報の修正)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先23	提供先:都道府県知事等 ①法令上の根拠:番号法第19条第8号 別表第二 第5項 ②提供先における用途:中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	提供先19へ変更 提供先:都道府県知事等 ①法令上の根拠:情報連携主務省令第2条表125項関係 第127条(中国残留邦人等支援給付関係) ②提供先における用途:中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による法令上の根拠、提供する情報の修正)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先24	提供先:都道府県知事等 ①法令上の根拠:番号法第19条第8号 別表第二 第87項 ②提供先における用途:生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	提供先9へ変更 提供先:都道府県知事等 ①法令上の根拠:情報連携主務省令第2条表42項関係 第44条(生活保護法関係) ②提供先における用途:生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による法令上の根拠、提供する情報の修正)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4	追記	提供先:都道府県知事 ①法令上の根拠:情報連携主務省令第2条表13項関係 第15条(児童福祉法) ②提供先における用途:児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による追加)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先14	追記	提供先:市町村長又は国民健康保険組合 ①法令上の根拠:情報連携主務省令第2条表70項関係 第72条(健康保険法関係) ②提供先における用途:国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第72条で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先24	追記	提供先:都道府県知事 ①法令上の根拠:情報連携主務省令第2条表158項関係 第160条(難病の患者に対する医療等に関する法律) ②提供先における用途:難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第160条で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による追加)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先28	追記	提供先:都道府県知事等 ①法令上の根拠:情報連携主務省令第2条表161項関係 第163条(生活保護法) ②提供先における用途:「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号通知」という。)に基づき外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に連じた生活保護関係事務に関する事務で提供先:都道府県知事	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による追加)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先29	追記	提供先:都道府県知事 ①法令上の根拠:情報連携主務省令第2条表164項関係 第166条(ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領) ②提供先における用途:「特定感染症検査等事業についての特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第166条で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法又は高齢者の	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による追加)
令和6年9月20日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。	削除	事後	重要な変更にあたらない(国保総合(情報集約)システム措置内容の削除)
令和6年9月20日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業員にチェックリストなどを用いて必要な作業時(国保集約)システム移行作業時に関する措置>	削除	事後	重要な変更にあたらない(国保総合(情報集約)システム措置内容の削除)
令和6年9月20日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業員は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作	削除	事後	重要な変更にあたらない(国保総合(情報集約)システム措置内容の削除)
令和6年9月20日	IV その他リスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	③区民部国保年金課 情報セキュリティ実施手順の最終改定日は以下のとおり。 令和4年8月25日	③区民部国保年金課 情報セキュリティ実施手順の最終改定日は以下のとおり。 令和5年8月29日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(セキュリティ実施手順最終改定日の更新)
令和6年9月20日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和5年10月13日	令和6年8月30日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(評価実施日の更新)